

平成26年度 第1回さいたま市特別職報酬等審議会議事録

- 1 日 時 平成26年10月20日(月) 午前9時30分～午前11時
- 2 場 所 とさわ会館 5階 502会議室
- 3 出席者
 - (1) 委員 伊藤 巖 会長 藤池 誠治 委員
池田 妙子 委員 星野 勝太郎 委員
宇佐見 香代 委員 松永 功 委員
恩田 守雄 委員 渡辺 浩志 委員
郷野 和子 委員
 - (2) 事務局 総務局長 人事部長 職員課長 外4名
 - (3) 議会局 議会局長 総務部長 総務部次長兼総務課長 外1名
- 4 傍聴者 報道関係者 2名
- 5 審議項目 議題1 審議会資料説明について
議題2 市議会議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額等について
- 6 議事の経過
 - (1) 事務局等職員の紹介
 - (2) 総務局長挨拶
 - (3) 会長挨拶
 - (4) 審議会の公開及び傍聴許可
 - (5) 審議
 - 議題1 審議会資料説明について
 - 議題2 市議会議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額等について
 - (6) 事務連絡
 - (7) 閉会

7 審議内容

(1) 審議会の公開及び報道関係者2名の傍聴許可を決定

(2) 審議事項

議題1 審議会資料説明について

① 【事務局から配布資料について説明】

- ・ 配布資料「さいたま市特別職報酬等審議会<第1回資料>」

② 【委員の意見・質問及び事務局の説明・回答】

- ・ 報酬を決めるには外的要因と内的要因があると思います。外的要因としては人事院勧告、人事委員会勧告、他の政令指定都市の状況、民間の状況などがあり、内的要因としては、市の財政状況や仕事ぶりによる評価などがあります。昨年度同様、外的要因に関する資料が多い印象を受けますが、今回は議員の活動実態調査など内的要因に関する資料もありましたので、その点については評価したいと思います。
- ・ 各政令指定都市のデータを見ると、地域手当の金額に相当の較差がある印象を受けます。地域手当の趣旨を教えてください。
⇒ 国家公務員が全国一律の給料表を使用していることから、地域間較差を補正する目的で設定されているものです。かつては調整手当と呼ばれていました。地域における民間給与、物価等をもとに、人事院が地域ごとの支給率を定めております。
- ・ 資料の26頁にある議員の活動についての調査は毎年行っているものですか。また、「議員としての知識・見識向上のための活動」とは具体的にどのような活動ですか。また、回答者の所属会派等を明かしていただくことは可能でしょうか。
⇒ 単年の調査です。所属会派等については、非公表とすることを条件に調査しておりますので、公表することができません。また、「議員としての知識・見識向上のための活動」の具体例としては、情報収集、先進事例の調査研究等が挙げられます。
- ・ 政務活動費について同じような調査をしたことはありますか。
⇒ ありません。

議題2 市議会議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額等について

配布資料及びこれまでの事務局の説明を踏まえ、現行の特別職等の報酬・給料の額等が適正なものであるかどうか、委員の意見を聴取。

【各委員の意見】（欠席委員から事前にいただいた意見を含む）

- ・ 市長・副市長・議員とも、本市の月例給の水準は政令指定都市の平均に近いものであり、改定を要する状況にはないと考えます。議員報酬が高いという意見もありますが、人口規模や合併後に議員定数を削減してきたこと等を勘案すれば、高過ぎるとまでは言えないと思います。また、特別給（期末手当）については、国の指定職職員の改定状況を参考にしてきたこれまでの経緯を踏まえますと、引上げ改定が妥当であると考えます。私見として、政務活動費の存在もあり、市長・副市長と一括りにして上げ下げを論じて良いものかと思うところもあります。
- ・ 人事院の勧告・報告の内容をベースにして判断するべきであると考えます。今年は民間の給与水準が上がっているという内容ですので、月例給・特別給ともに、引上げ改定が妥当かと思えます。議員については、本市は本会議や委員会の回数が多く、他の政令指定都市と比較して活発に活動しているという印象を資料から受けました。また、今回資料に載せていただいた議員の活動実態調査ですが、これは調査期間を通年とすることでより有意なデータを得ることができるのではないかと思います。
- ・ 本市の一般職職員や国の指定職職員の給与改定状況等はあくまでも一つの外的な要因に過ぎませんので、必ずしもそれらに依拠して本市の特別職職員等の報酬・給料等の額を決定する必要はありません。それよりも、各職の単年度における働きぶりを見て、額の妥当性を判断すべきです。このような見地から、月例給・特別給とも据え置くことが妥当と考えます。
- ・ 一般職職員との均衡を考慮しつつ、給与水準の妥当性を判断するべきだと考えますが、今年度については、月例給・特別給とも改定を要する状況にないと思います。

- ・ 現行額が政令指定都市における平均的な水準にありますので、月例給・特別給とも特に改定を要する状況にはないと考えます。
- ・ 本市の一般職職員や国の指定職職員の給与改定状況等を反映し、ここしばらく引上げ改定は行われてきませんでした。そのような経緯を勘案しますと、両者ともに引上げ改定が見込まれる今年度の状況であれば、月例給・特別給とも引上げ改定が妥当と考えます。なお、特別職職員等の職務は、限られた任期のなかで遂行されるものですので、小刻みな額改定には馴染まないと思います。
- ・ 安さを競うのではなく、政令指定都市としての誇りを持って職務にあたってもらえるだけの給与水準をしっかりと維持していく必要があると思います。このような見地から、今年度は月例給・特別給とも引上げ改定が妥当と考えます。なお、議員の活動は、活動時間ではなく、政策立案件数等の成果によって評価すべきものだと思います。
- ・ 本年の人事院勧告は政府・経団連主導の「賃上げ」を反映したものだとして理解しておりますが、社会全体を見渡しますと、景気の良さを体感できるような状態には未だ至っていないように感じます。このため、月例給・特別給とも引上げ改定は時期尚早と考えます。
- ・ 月例給については、これまでの本審議会の開催結果を見ますと、一般職職員の改定率の累計値を基に改定を行っており、今年は昨年よりも累計値が縮小している状況ですので、据え置くことが妥当と考えます。一方、特別給については、平成19年以降、一般職職員の引下げ時には同様に引下げをして均衡を図ってきておりますので、一般職職員が引上げとなる今年度は引上げ改定が妥当と考えます。

(3) 意見集約

① 【会長による各委員の意見集約】

意見が分かれるところもございしますが、各委員の意見を集約いたしますと、月例給については「据え置くことが適当」、特別給（期末手当）については「引上げの改定をするべき」という意見が過半数を占めております。従いまして、反対意見も併記しつつ、市議会議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額等のうち、月例給については「据え置くことが適

当」、特別給については「引上げの改定をするべき」とし、報告書を作成
します。

② 【委員の意見】

異議なし。